

## 研修認定薬剤師等の認定取消について

令和元年11月15日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

次の者について、令和元年9月5日付けで研修認定薬剤師及び認定実務実習指導薬剤師の認定を取消したが、督促にもかかわらず、認定証を返納しないため、研修認定薬剤師制度実施要領5-2(4)後段の規定及び認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領14の規定に基づき、次のとおり氏名をホームページに掲載する。

なお、掲載期間は令和4年3月31日（それまでの間に認定証がすべて返納された場合は、当財団がそれらを受領した日）までとする。

認定を取消した者の氏名      瀬川正昭

(参考)

研修認定薬剤師制度実施要領（抄）

5-2 研修認定薬剤師の認定取り消し

(1)以下のアからエに該当する者は、その認定を取り消す。

ア 薬剤師の資格を失った者

イ 薬事に関し犯罪又は不正の行為があった者

ウ 提出書類において、偽造、変造その他の不正な行為のあった者

エ 上記の他薬剤師として著しく不適正な行為のあった者

(2)認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、当該者にその旨を通知し、その求めがあったときは、その者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(3)研修認定薬剤師の取り消しは、認定制度委員会に諮った上で決定する。ただし、迅速に取り消しを行う必要があると代表理事が認めた場合は、委員長が決定するものとし、その後初めて行われた委員会に報告する。

(4)認定を取り消した者に対しては、返納期限を設定した上で、認定証の返納を求める。返納期限が到来しても認定証が返納されない場合は、取り消した旨及び取消対象者の氏名を研修センターのホームページに掲載する。

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領（抄）

14. 認定の取消し

認定の取消しについては、公益財団法人日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師制度に準じて取扱う。ただし、「認定制度委員会」とあるのは「認定実務実習指導薬剤師認定委員会」とする。